



(裏面)

パートナーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップの宣誓を行うに当たって、次の事項について相違ないこと、及び同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、以下の内容が事実と異なる場合は、宣誓書受領証及び受領証カードを市に返還いたします。

記入日 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_ 通称名 \_\_\_\_\_

【必ずお二人で確認の上、チェックしてください】

- 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約束していること。
- 宣誓する当日において、双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年であること。
- 宣誓する当日において、一方又は双方が市内に住所を有し、又は 2 週間以内に市内住所への転入を予定していること。
- 宣誓する当日において、双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓を行っていないこと。
- 宣誓者同士で、他市町でパートナーシップを宣誓していないこと。
- 民法第 734 条（近親者間の婚姻の禁止）及び第 735 条（直系姻族間の婚姻の禁止）に該当する関係でないこと。

## パートナーシップ宣誓書受領証

おふたりから、宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここに受領証を交付します。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるおふたりのご多幸を祈念します。

宝塚市は、全ての人個人として尊重され、自由で平等な社会で安心して暮らすことができ、誰もがありのまま自分らしく幸せに過ごせるまちづくりを目指しています。

今後とも、おふたりが宝塚市でいきいきと輝き、活躍されることを期待します。

様

様

宣誓日 年 月 日

年 月 日

宝塚市長 （ 署 名 ）

様式第2号の2（第6条関係）

（表面）

（市章）パートナーシップ宣誓書受領証	
宝塚市パートナーシップの宣誓の 取り扱いに関する要綱に基づき、 パートナーシップ宣誓をされたこ とを証します。	第 号
_____ _____ 様 様	（公印）
宣誓日	
年 月 日 宝塚市長	

（裏面）

<p>おふたりから、宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに 関する要綱に基づき、宣誓書の提出がありましたので、ここ に受領証を交付します。 これからの人生を互いに支え合い歩まれるおふたりのご 多幸を記念します。 この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <hr/>
特記事項

備 考

- 1 特記事項には、通称名を使用している場合、戸籍上の氏名を記載するほか、再交付した場合や要綱第9条第2項により交付した場合の年月日を記載する。

## 宝塚市パートナーシップ宣誓受付票

様

様

以下のとおり、「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」第4条第1項に規定する宣誓を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
受付印	

- 1 一方又は双方が宝塚市へ転入したことを証明する住民票を、下記期限までに提出してください。

**提出期限：** \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記期限までに提出がない場合は、宣誓要件を欠くものとして、連絡先へ宣誓書及び添付資料をお返しします。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

◆宝塚市パートナーシップの宣誓についての問い合わせ

宝塚市総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

電 話 0797-77-9100

FAX 0797-77-2171

## (裏面)

### ■この宝塚市パートナーシップ宣誓受付票を提示されたみなさまへ

宝塚市は、性的マイノリティに対する社会的な偏見及び差別をなくし、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、宣誓者のお二人がパートナーシップの宣誓を行ったことを証明しています。パートナーシップ宣誓は、宝塚市がその市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

この宣誓受付票は、宣誓者の双方が市外に居住していて、宝塚市に転入しようとしているときにお渡しするものです。宣誓者が宝塚市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものですので、事業者のみなさまにおかれましては、この宣誓受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 1 宝塚市の「パートナーシップの宣誓」とは、

この要綱において「パートナーシップ」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者をいいます。パートナーシップの宣誓は、市長が、当該宣誓者をパートナーシップの関係にあると認めた場合に、当該関係についてパートナーシップ宣誓書受領証を交付することにより行われます。

#### 2 パートナーシップの宣誓をすることができる人

申請をするには、次の4つを満たす必要があります。

- (1) 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティの二人であること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ア 一方又は双方が市内に住所を有すること。
  - イ 一方又は双方が市内への転入を予定していること。
- (4) 次のいずれにも該当する1対1の関係にあること。
  - ア 双方に配偶者がいないこと及び当事者同士以外の者とパートナーシップの関係でないこと。
  - イ 宣誓者同士で、他市町でパートナーシップを宣誓していないこと。
  - ウ 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び民法第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）のに規定する婚姻をすることができない者同士ではないこと。

※この宣誓書受付票は、上記（3）イ「一方又は双方が市内への転入を予定している」場合にお渡ししています。「市長が認める期間内」に転入したことを証明する住民票の提出があったときに、正式な宣誓書受領証を交付します。



パートナーシップ宣誓書受領証返還届

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

(1) 宝塚市外へ転出

・転出先

・転出日 年 月 日

(2) 死亡

・亡くなった方

・亡くなった日 年 月 日

(3) パートナーシップの解消

・解消された日 年 月 日

年 月 日

(住 所)

(住 所)

(氏 名)

(氏 名)

(通称名)

(通称名)

収受印



パートナーシップ宣誓申告書

（あて先）宝塚市長

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第2項の規定により、転入前の自治体において宣誓書受領証等に類する書類を交付されたことを申し出ます。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

宣誓日 年 月 日

養子縁組 有 ・ 無

（代筆者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

\* 交付された受領証等（2人分）及び住民票（写し）を添付して提出ください。

本申告書に基づき氏名、通称名、旧住所及び新受領証等の交付日について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意します。

\* 同意される場合は、してください。同意されない場合は手続きできません。

式第7号（第9条第3項関係）

年 月 日

市（町）長

様

宝塚市長

パートナーシップ宣誓申告に係る通知書

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第3項の規定により、貴市町より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓申告書の届出があり、本市において宣誓書受領証等を交付しましたので通知します。

届出のあった者

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_

新受領証等交付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

添付書類 受領証等（2人分）